整理番号	総務－条申－１

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	総務局行政部行政課文書グループ （06-6208-7433）
処分課（担当）名	大阪市公文書館（06-6534-1662）
処分の名称	特定歴史公文書等の利用請求に対する決定
概　要	大阪市公文書館に収蔵されている特定歴史公文書等（歴史資料として重要な公文書のうち、業務における本来的な使用が終了し、保存期間が満了したもの）の利用請求に対し、利用、部分利用、利用制限の決定を行います。
根拠法令等 及び条項	・大阪市公文書管理条例 第19条 https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000003641.html
	・大阪市公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準（平成23年４月１日） 大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号。以下「条例」という。）第16条に基づく特定歴史公文書等の利用の請求に対する利用決定について、次のとおり審査基準を定める。 第１　条例第16条第１項第１号に基づく利用制限 条例第16条に基づく利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が条例第16条第１項第１号に規定する情報（大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第３号。以下「情報公開条例」という。）第７条第１号、第２号、第３号、第５号ア若しくはオ、第６号又は第７号に掲げる情報）（以下「利用制限情報」という。）に該当する場合には、当該特定歴史公文書等の利用を制限するものとする。 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が利用制限情報に該当するかどうかの判断は、基本的に利用決定を行う時点における状況を勘案して、次の１から３に基づき行う。 １　条例第16条第１項第１号ア（個人情報〔情報公開条例第７条第１号〕）について (1)　特定の個人を識別することができる情報等（情報公開条例第７条第１号本文）について ア　「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有する全ての情報を意味する。 具体的には、次に掲げるような情報がこれに該当する。 ・氏名、住所、本籍など戸籍的事項に関する情報 ・学歴、職歴など経歴に関する情報 ・疾病、障害など心身に関する情報 ・資産、収入など財産に関する情報 ・思想、信条等に関する情報 ・家庭状況、社会的活動状況に関する情報 ・その他個人に関する一切の情報 イ　「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報に含まれるものであるが、その情報の性質上、情報公開条例第７条第２号により保護される法人等の事業活動に関する情報と同様の利用制限基準によることが適当であるので、条例第16条第１項第１号イの規定により判断する。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない個人に関する情報については、条例第16条第１項第１号アにより利用を制限するかどうかについて判断を行うものとする。 ウ　「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日その他の記述等により、他の者と区別された特定の個人が明らかに識別され、又は識別される可能性がある場合をいう。 エ　「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」とは、当該情報そのものからは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる場合も、「特定の個人を識別することができるもの」に含まれることをいう。 オ　「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未公表の研究論文等の著作物であって、氏名、肩書その他の個人識別性のある部分を除いたとしても、利用させることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。 (2)　法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（情報公開条例第７条第１号ただし書ア）について ア　「法令等の規定により」とは、法律、政令、省令又は条例に根拠となる規定があることをいう。 イ　「慣行として」とは、法令等に根拠規定がない場合であっても、行政機関において、事実として定例又は反復的に行われてきていることをいう。 ウ　「公にされ……ている情報」とは、現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報をいう。したがって、過去に新聞等で報道された事実であっても、現在は限られた者しか知らない事実は、「公にされ……ている情報」に該当しない。 エ　「公にすることが予定されている情報」とは、利用請求の時点においては、公にされていないが、将来、公にすることが予定されている（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものを含む。）情報をいう。

(3)　人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（情報公開条例第７条第１号ただし書イ）について

ア　情報公開条例第７条第１号本文に規定する個人情報に該当する情報であっても、当該情報の利用を制限することにより得られる利益よりも、当該情報を利用させることにより得られる人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公益が優越する場合には、当該情報を利用させる。

イ　比較衡量を行うに当たっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性等を具体的かつ慎重に検討する。

(4)　公務員等に関する情報の取扱い（情報公開条例第７条第１号ただし書ウ）について

ア　公務員等の職務遂行に係る情報については、情報公開条例第７条第１号本文の「個人に関する情報」に該当するが、本市の説明責務を全うするため、行政事務と不可分の関係にある公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分については利用させる。

イ　公務員等の氏名については、行政事務に関する情報であるが、同時に当該公務員等の私生活においても個人を識別する基本的な情報として一般に用いられており、これを利用させると公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれもあり得ることから、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるか否かにより判断を行うこととする。

　この場合において、職務遂行上の情報に係る本市職員の氏名については、職階に関係なく原則として公にする慣行が定着しているので、特段の事由がない限りその氏名を利用させるものとする。一方、本市職員以外の公務員等の氏名の取扱いについては、当該団体の職務遂行上の情報であるので、当該団体において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているか否かによって判断するものとする。

ウ　「公務員等」には、一般職だけでなく特別職を含めた全ての公務員が該当し、独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員を含む。

エ　「その職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、行政機関その他の国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該職務遂行に関する情報をいう。

　したがって、公務員等が受ける勤務評定、懲戒処分、分限処分その他の行政措置は、当該公務員等にとっては、職務に関する情報ではあっても、「その職務の遂行に係る情報」には該当しない。

オ　公務員等の職務の遂行に係る情報であっても、それが他の利用制限事由に該当する場合には、その職及び職務遂行の内容に係る部分を含めて全体を利用させないこととすることがある。

２　条例第16条第１項第１号イ（情報公開条例第７条第２号、第３号又は第５号ア若しくはオ）について

(1)　法人等情報（情報公開条例第７条第２号）

ア　法人等には、株式会社等の会社法（平成17年法律第86号）上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、政治団体、外国法人等も含まれる。

　ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社については、その公共的性格に鑑み、本号の「法人」から除かれる。

　国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社も企業活動を行うことがあるが、それは情報公開条例第７条第２号ではなく、情報公開条例第７条第５号ア又はオに掲げる情報に該当するかどうかにより判断する。

イ　法人等を代表する者若しくはこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報又はその他の者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報その他の法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての利用制限事由が規定されているものとして本号で判断する。

ウ　「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の２第８項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

エ　「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とすると否とを問わず、事業活動に関する一切の情報をいう。

オ　「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいう。

・法人等の事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるもの
・経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの
・その他公にすることにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるもの

カ　「権利」は、財産権に限定されず、信教の自由、学問の自由等の自由権のように、非財産的権利も当然含まれる。

キ　法人等の事業者に関する情報であって、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものについては、当該法人等の事業者の「正当な利益を害する」とは認められず、利用させる。

ク　情報公開条例第７条第２号本文に規定する法人等の事業者に関する情報に該当する情報であっても、当該情報の利用を制限することにより得られる利益よりも、当該情報を利用させることにより得られる人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公益が優越する場合には、当該情報を利用させる。比較衡量を行うに当たっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性等を具体的かつ慎重に検討する。

審査基準	(2)　任意提供情報（情報公開条例第７条第３号）について ア　「実施機関の要請を受けて」とは、文書、口頭を問わず、実施機関から当該情報を提供してほしい旨の依頼があった場合をいう。したがって、個人又は法人等の側から、自己に有利な政策決定を求めて、自ら実施機関に情報を提供したような場合は含まれない。 　また、法令等で定められた権限の行使として、実施機関が資料の提出等を求めた場合は、この要件に該当しない。 イ　「公にしないとの条件」とは、契約書、要綱、調査票等の書面中に「他の目的に使用しない」、「秘密を厳守する」、「公開しない」等の記載があるなど、明示があるものに限る。したがって、情報提供者が形式的に又は一方的に条件を付しただけではこれに該当せず、実施機関が当該条件を了承していることが必要である。 ウ　「任意に提供された情報」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により提供された情報をいい、法令等により提出義務がある情報は含まれない。 エ　「当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているもの」とは、当該個人又は当該法人等が属する業界、業種等の通常の慣行に照らして、公にしないことに客観的、合理的な理由があるものをいう。 オ　「当時の状況等に照らして」とは、当該条件が付された時点における諸般の事情を考慮して判断することを基本とするが、必要に応じて、その後の期間の経過や状況の変化を考慮することとする。 カ　情報公開条例第７条第３号本文の規定する任意提供情報に該当する情報であっても、当該情報の利用を制限することにより得られる利益よりも、当該情報を利用させることにより得られる人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公益が優越する場合には、当該情報を利用させる。比較衡量を行うに当たっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性等を具体的かつ慎重に検討する。 (3)　事務事業遂行情報（情報公開条例第７条第５号ア若しくはオ）について ア　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を行うことがあるものである。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に公にすると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となるもの、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも、妥当性を欠く行為を助長し、又はこれらの行為を巧妙に行うことにより隠蔽をすることを容易にするおそれのあるものがあり、このような情報は、利用を制限する。また、監査等の終了後であっても、例えば、違反事例等の詳細を公にすることにより、他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することになるものは、利用を制限する。 イ　本市が経営する企業に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものは利用を制限する。 ３　条例第16条第１項第１号ウ（情報公開条例第７条第６号又は第７号）について (1)　公共の安全・秩序維持情報（情報公開条例第７条第６号）について ア　「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護……に支障が生じると認められる情報」とは、例えば、次のような情報をいう。 ・公にすることにより、犯罪の被疑者、参考人、情報提供者等が特定され、その結果これらの人の生命若しくは身体に危害が加えられ、又はその財産若しくは社会的な地位が脅かされるおそれがあると認められる情報 ・公にすることにより、特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかになり、その結果、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれがあると認められる情報 イ　「犯罪の予防」とは、刑事犯、行政犯であるとを問わず、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発・助長するおそれがあると認められる情報を含む。 ウ　「犯罪の捜査」とは、被疑者等の捜索、身柄の確保、証拠の収集、保全等の活動をいい、内偵活動等を含む。 エ　「その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報」とは、例示として列挙された前段の各情報を含め、公にすることにより、安全で平穏な市民生活、善良な風俗など公共の安全と秩序を維持することに支障が生じると認められる情報をいう。 (2)　法令秘情報（情報公開条例第７条第７号）について ア　「法令等」とは、法令及び条例をいい、「法令」とは、法律及び政令、府令、省令その他の国の機関が定めた命令をいう。 イ　「法令等の規定の定めるところにより公開しないこととされ……る情報」とは、法令又は条例の明文の規定により、公開が禁止され、他の目的への使用が禁止され、又は具体的な守秘義務が課されている情報をいう。 ウ　「法令等の規定の定めるところにより……公にすることができないと認められる情報」とは、法令又は条例に公開を禁止する明文の規定はないが、当該法令又は条例の趣旨、目的に照らしてその規定するところを解釈した場合に、公にすることができないと認められる情報をいう。 エ　「法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等」とは、法律の規定又は法律に基づく政令の規定を根拠として発せられた利用させてはならない旨の明示の指示、勧告、助言等をいう。したがって、電話照会その他の口頭によるものは含まれず、文書によるものであっても、一般的な問答集や「利用については慎重に取り扱うこととされたい」といった抽象的な内容のものは含まれない。また、通達類もその根拠が不明なものは含まれず、法律に基づく政令の規定を根拠として発せられた通達類であっても、単に解釈の基準を示したに過ぎないものなど、法的な拘束力を有しないものは該当しない。 第２　条例第16条第１項第２号に基づく利用制限 　利用請求に係る特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合には、当該特定歴史公文書等の利用を制限する。 　公文書館に法人等や個人から寄贈又は寄託された文書については、寄贈者・寄託者の意向を最大限に尊重することとし、利用の制限についても特段の配慮を行うこととするが、本号に規定する「一定の期間」は、公にすると何らかの支障を生ずるおそれがある有期の期間をいい、公にしないことを無期限に約束するものではない。

	第３　条例第16条第１項第３号に基づく利用制限 　利用請求に係る特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は公文書館において当該原本が現に使用されている場合には、その利用を制限する。 　ア　「特定歴史公文書等の原本」とは、受入れから、保存に必要な措置、目録の作成及び配架を経て、当該特定歴史公文書等を一般の利用に供することを開始した段階において記録されていた情報、材質、形態により原秩序を構成するものをいう。 　イ　「原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合」とは、水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定歴史公文書等に記録されていた情報、材質、形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性がある場合をいう。 　なお、合理的な費用及び時間で原本の修復を行うことが可能である場合は、利用を制限せず、適切な期間をおいて利用させるものとする。 　ただし、原本を通常の利用に供することにより、法令の規定による管理責務を遂行することに困難を生じる蓋然性が高いもの、例えば国の重要文化財に指定されているもの及びそれに準ずるものについては、その原本の利用を制限するものとする。 　ウ　「原本が現に使用されている場合」とは、利用請求に係る当該特定歴史公文書等の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、展示（他機関への貸出しを含む。）、他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など、直ちに当該利用請求に応じることができない場合をいう。 第４　条例第16条第２項に基づく時の経過の考慮及び本市の機関等の意見の参酌 　利用請求に係る特定歴史公文書等が条例第16 条第１項第１号に該当するか否かを判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が公文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第８条第４項又は第12 条第３項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌する。 　(1)　個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」に当たっては、国際的な慣行である「30 年ルール」（利用制限は原則として作成又は取得されてから30 年を超えないものとする考え方）を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする。 　したがって、特定歴史公文書等に記録されている個人情報については、作成又は取得の日から30 年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う際の「一定の期間」の目安については、別表「30 年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」のとおりとする。 　(2)　「参酌」とは、本市の機関及び地方独立行政法人等（本市が設立団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第６条第３項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）である地方独立行政法人（同法第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び大阪市住宅供給公社をいう。）の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断はあくまで市長に委ねられている。 第５　条例第16条第３項に規定する部分利用 　利用請求に係る特定歴史公文書等に利用制限情報が含まれている場合において、利用制限情報が記録されている部分（以下「利用制限部分」という。）を容易に区分して除くことができるときは、利用制限情報を除外した部分について利用させる。ただし、利用制限部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、利用させないこととする。 　(1)　「容易に区分して除くことができるとき」とは、利用制限部分とそれ以外とを区分し、かつ、利用制限部分を物理的に除くことが、利用請求に係る特定歴史公文書等の保存状況や利用制限情報の記録状態、部分利用をさせるための複写又は複製物の作成の時間、労力、費用等から判断して、過度の負担を要せずに行うことができるものと認められるときをいう。 　特定歴史公文書等については、条例第15条第１項において、永久に保存することが求められており、その利用についても、当該文書の永久保存を確保する範囲内にとどまるので、劣化が進んでいる場合には当該文書の破損を防ぐため利用を制限することがある。 　(2)　「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、利用制限部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、無意味な文字、数字、様式等のみとなる場合や、断片的な情報や公表された情報のみとなり、利用請求者が知りたいと欲する内容が十分提供できない場合等をいう。 第６　条例第17条に規定する本人情報の取扱い 　個人識別情報は利用制限情報に該当する（条例第16条第１項第１号ア）が、当該情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、条例第17条の規定に基づき取り扱う。なお、仮に当該情報が「本人に係る個人識別情報」であることに加え、「本人以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でもある場合を含め、条例第16条第１項各号に掲げられた場合にも該当する場合には、条例第16 条の規定により判断することとなる。 第７　条例第27条に規定する本市の機関等による利用の特例 　特定歴史公文書等を作成した本市の機関又は本市が設立団体である地方独立行政法人等が、それぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要があるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合は、条例第16条第１項第１号に規定する利用制限情報であっても、利用の制限を行わない。
標準処理期間	利用請求を受付けた日の翌日から14日
経由日数	なし
提出先	大阪市公文書館
提出時期	随時（但し、窓口の場合は大阪市公文書館の開館時となります。開館時間：午前9時～午後5時30分、休館日：土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日、年末年始）

提出方法	利用請求書の提出方法については、４つの方法があります。 １　窓口(大阪市公文書館)で直接、利用請求する方法 ２　郵便で利用請求する方法 〔郵便の送付先〕 〒550-0014 大阪市西区北堀江４丁目３番14号 大阪市公文書館 ３　大阪市ホームページから請求する方法 利用請求及び手順 https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000559941.html ４　ファクシミリで利用請求する方法 Fax：06-6534-5482 ○利用請求書の様式は、こちらからダウンロードできます。 https://www.city.osaka.lg.jp/somu/cmsfiles/contents/0000559/559941/R1_riyouseikyusyo.d.pdf ○利用請求事務の詳細は、こちらを御覧ください。 https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000559942.html
手数料	無料（ただし、写しの交付を受ける場合は費用を負担していただきます。また、郵送による写しの交付の場合は、送料の負担も必要になります。）
相談窓口	大阪市公文書館
ホームページ	「特定歴史公文書等の利用請求制度」 https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000559941.html
備　考	